

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 07
保存期間	1年(令和9年12月31日まで)

秋本生企第121号 地第89号
人安第94号

令和8年9月2日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

令和8年全国地域安全運動の実施について（通達）

全国の刑法犯認知件数については、戦後最少を記録した令和3年から4年連続して増加しており、令和7年は約77万4,000件の刑法犯を認知しているが、このうち特殊詐欺の被害件数、被害額についてはともに過去最悪となっている。また、犯罪の下見活動と思料される不審な訪問や犯罪実行者募集情報に応募した者による特殊詐欺や強盗等の事案が発生している。

本県においても、刑法犯認知件数は令和4年から3年連続で2,000件を上回り、令和7年の特殊詐欺等の認知件数は前年と比較して減少したものの、被害額は13億円を超えて過去最悪を更新したほか、犯罪実行者募集情報に応募した者による特殊詐欺の被害が発生するなど県内の治安情勢は厳しい状況にある。

こうした情勢の中、県民が安全・安心を実感できる社会を実現するためには、地域住民、事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進して地域防犯力の強化を図るなど社会を挙げて安心感を醸成していく取組に加え、本年7月に政府が特殊詐欺被害の危機的状況を踏まえ策定した「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」等に基づく各種対策を推進することが必要である。

これらを踏まえ、みだしの運動を下記のとおり実施することとしたので、各所属においては、運動重点を念頭に置きながら、管内の情勢を見据えた地域の安全・安心のための各種対策を効果的に推進されたい。

記

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和8年10月11日（日）から同月20日（火）までの10日間

3 主催

公益社団法人秋田県防犯協会連合会及び秋田県警察

4 運動重点

令和8年全国地域安全運動に係る全国重点は次のとおりであり、別添「令和8年全国地域安全運動全国重点推進事項」に基づき取組を推進すること。

(1) 特殊詐欺の被害防止

特殊詐欺の犯人が被害者と初めて接触する手段の約8割が電話であり、その中でも国際電話によるものが大幅に増加していることから、国際電話や詐欺電話を遮断するなどの機能を有する警察庁推奨アプリの普及促進及び固定電話を対象とした国際電話の利用休止申込み支援の働き掛けを推進すること。

(2) 地域防犯力の強化

強盗や侵入窃盗等の凶悪・悪質な犯罪の下見活動とみられるような事案や子供や女性を狙った犯罪を未然に防止するため、防犯情報の提供による防犯意識の醸成を図るほか、地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等との連携を強化し、見守り活動等によるソフト面の防犯対策と防犯カメラ等の整備などによるハード面の防犯対策を適切に融合させ、地域防犯力の向上に努めること。

(3) 犯罪に加担させないための対策

少年等が犯罪実行者募集情報に応募することを防止するため、防犯教室や非行防止教室等の様々な機会を通じて、犯罪実行者募集情報の危険性や犯罪に加担することの重大性について広報啓発を推進すること。

5 実施上の留意事項

運動の目的を達成するため、以下の事項に留意し、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

(1) 関係機関・団体等と連携した安全・安心なまちづくりの推進

本県では、安全・安心なまちづくりに関する県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心なまちづくりを行う意欲を高めるため、秋田県安全・安心まちづくり条例（平成16年秋田県条例第19号）において、10月11日を「安全・安心まちづくりの日」と定めて啓発活動を行っていることから、自治体、教育委員会・学校、防犯ボランティア団体その他の関係機関と緊密に連携し、県民の防犯意識の高揚に努めること。

(2) 地域安全活動への参加促進

活動参加者の高齢化、リーダー的人物の引退、次世代の後継者不足等の傾向が続いており、この傾向が更に進行すれば、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域の治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。こうした点を踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し防犯ボランティア団体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした活動を展開すること。特に、大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体に対しては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど活動の活性化と参加促進を図ること。また、インターネット上における安全・安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携を推進すること。

(3) 積極的な広報の実施

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体等を明示して地域

安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、防犯ボランティア団体の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進につながるよう努めること。

(4) 受傷事故防止に対する配慮

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示させるほか、夜間の活動における照明器具、反射材等の携行を事前に教養するなど受傷事故防止に十分配慮させること。

6 報告

各警察署においては、以下の事項について、それぞれ生活安全部生活安全企画課長を経由して報告すること。

(1) 活動実施計画

ア 様式

別記様式 1（令和 8 年全国地域安全運動実施計画報告書）

イ 報告期限

9 月 25 日（金）

(2) 実施結果

ア 様式

別記様式 2（令和 8 年全国地域安全運動実施結果報告書）

イ 報告期限

10 月 23 日（金）

この担当 生活安全企画課生活安全係（☎ 3 0 2 2、3 0 2 3）

令和8年全国地域安全運動全国重点推進事項

1 特殊詐欺の被害防止

(1) 「＃みんとめ」運動等の推進による『国際電話の利用休止の促進』

特殊詐欺の犯行には依然として固定電話を特殊詐欺の当初接触ツールとして悪用する手口や国際電話番号が犯行に利用されている実態が顕著である。

国際電話の利用休止が特殊詐欺の被害防止に有効であることを広く社会に呼び掛け社会全体の機運を醸成する活動である「みんなでとめよう!!国際電話詐欺＃みんとめ」運動を実施しているところ、より一層取組を推進していく必要があることから、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携し、「＃みんとめ」のキャッチフレーズの下、国際電話の利用休止申込みに係る呼び掛けを推進する。また、全国地域安全運動期間中の各種活動、イベントの機会を利用してWebや電話による申込支援を行うなど関係機関等の協力のもと、あらゆる機会を利用した申込促進を行う。

(2) 『警察庁推奨アプリ』の普及促進

携帯電話に対する犯人からの電話を直接受けないための対策として国際電話や詐欺電話を自動で遮断する機能等が実装された特殊詐欺対策アプリを『警察庁推奨アプリ』として認定したことから、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携し、全国地域安全運動期間中の各種活動やイベントの機会を利用して、その普及促進に向けた取組を推進する。また、『警察庁推奨アプリ』の普及促進に当たっては、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等において、自らの構成員や従業員等に向け、利用を呼び掛けていただくよう働き掛けるなど社会全体として特殊詐欺の被害防止に取り組む機運を高め、国民一人ひとりの行動変容にまでつながる取組を推進する。

(3) 実効性のある広報啓発活動の推進

特殊詐欺被害の防止につなげる広報啓発においては、被害に遭わないための具体的な対策を講じ、国民の行動変容を促す必要がある。

関係機関・団体、自治体、自治会、民間事業者等の警察以外の主体と連携し、それぞれの構成員や従業員等に向けた

- ・特殊詐欺の欺罔の手口の特徴
- ・犯行に頻繁に利用されているツールやプラットフォーム
- ・具体的に講じるべき対策
- ・実際に被害に遭われた方からのメッセージ

等の広報啓発の実施を要請するなど特殊詐欺の被害防止に向けた取組が国民運動として推進されるよう、機運醸成を図る。

2 地域防犯力の強化

(1) 犯罪下見活動等に対する防犯意識の醸成

地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民個々の積極的な防犯行動を促進するため、地域住民等に対し、犯罪下見活動と思料される不審な訪問や悪質訪問業者の実態等「匿名・流動型犯罪グループ」が関与する強盗や侵入窃盗等の実態・手口等に関する具体的な防犯情報を提供し、地域住民等の防犯意識の醸

成を図る。また、犯罪下見活動や不審者情報等が潜在化せず、確実に警察へ通報、相談が行われるよう広報啓発を推進する。

(2) 多様な担い手による見守り活動の推進

日常的に見守り活動や青色回転灯等装備車を用いた自主防犯パトロール等を行う防犯ボランティア団体等に対し積極的な表彰、活動の周知・情報発信等の各種支援を実施し、活動の活性化を図るとともに、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実を図る。

(3) 防犯教育の推進

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上や電車内等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や、防犯ブザーや痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等について防犯教室を実施する。

防犯教室の実施に際しては、地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等の参加を促進する。

(4) 防犯カメラ等の防犯設備の整備促進

地域の防犯力を強化するためには、街や建物、施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策も必要である。

全国地域安全運動期間中のイベント等様々な機会を捉え、地域社会の多様な関係者に対し、保存期間の十分な防犯カメラの増設に向けた働き掛けを行うとともに、防犯性能の高い建物部品（CP部品）や宅配ボックス等の普及促進に向けた広報啓発を推進する。

3 犯罪に加担させないための対策

(1) 少年に対する広報・啓発の推進

少年が匿名・流動型犯罪グループに関与し、凶悪な犯罪を実行する事案が相次いでいることから、有職、無職の少年も含め、広く少年に対して、犯罪実行者募集情報や知人等からの誘いに応じて匿名・流動型犯罪グループに関与することの危険性について直接伝える活動を行い、理解を促す活動を推進する。

活動に際しては、啓発資料「今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき5つのこと～」を活用するなどして、具体的な啓発を行うとともに、関係機関・団体等と連携した取組を推進すること。

(2) 犯罪実行者募集情報に応募した者等に対する呼び掛けの推進

犯罪に加担しようとする者の中には、犯罪実行者募集情報に応募するなどし、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者がいる。

そのような者が実際に犯罪に関わることはないよう

- ・ 犯罪を行う前に、110番や匿名通報ダイヤルへ通報したり、近隣の警察署等に相談したりすること
- ・ 警察は相談を受けた本人や家族を保護等する用意があること
- ・ 犯罪に関与すると取り返しのつかない結果を招くこと

などについて、呼び掛けを推進する。また、通常のアルバイト募集と考え、仕事の内容を確認せずに応募し、相手方の指示に従って、匿名性の高いアプリをイン

ストールして個人情報を送信した上で、犯罪に加担する者もいることから、

- ・ 仕事の内容を明らかにせず、海外への渡航を条件にするなどして高額な報酬の支払を示唆するもの
- ・ 応募後、匿名性の高いアプリへ誘導するもの
- ・ 応募者に対して、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるもの

等の不審点のある求人情報には応募しないこと、特に個人情報を送信することの危険性に関する広報啓発を推進する。

さらに、インターネットやオンラインゲーム等で知り合った面識のない者から海外で儲かる仕事などと誘われ、海外渡航した結果、脅迫・監禁され、犯罪に加担させられる事案が発生していることから、広報資料「「海外で儲かる仕事」は危険です!」等の活用を含めた効果的な呼び掛けを実施する。

(3) 犯罪実行者募集情報の流通防止に向けた対策の推進

犯罪組織は、SNS等において、「海外、高額バイト、短期間」等を強調して犯罪実行者を募集し、海外に渡航させて現地の詐欺拠点で稼働させるといった状況が依然としてあることから、国民に対し、「犯罪実行者の募集」に関する違法情報は「インターネット・ホットラインセンター」に対して通報するよう呼び掛けを行い、社会全体として犯罪実行者募集情報の流通防止に向けた対策を推進する。